

共通番号制に対する日医の見解

定例記者会見

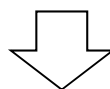
2013年2月27日
社団法人 日本医師会

マイナンバーとは

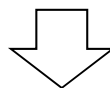
年金、医療、介護、各種手当などの社会保障に係わるサービスで用いる番号と給与所得や資産性所得の把握に係わる税務行政に用いる番号を一体化(共通化)するもの。

【これまでと直近の動向】

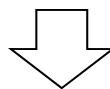
当時、民主党は、番号の導入により「給付付き税額控除」や「所得比例年金」などの制度が導入でき、「真に手を差し伸べるべき人に対する社会保障の充実」、「国民負担の公平性」、「国民の利便性向上」が実現できるとしていた。



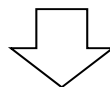
第180回通常国会に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案(マイナンバー法案)を提出。



衆議院の解散に伴って廃案。



自民党 政調、内閣部会、総務部会、税制調査会・国民負担等に関する検討会およびIT戦略特命委員会合同会議(2月21日開催)で、再度、法案を了承。



3月初めに閣議決定、第183回通常国会(今国会)に提出予定。

所得から控除するのではなく、直接、税額から控除し、控除しきれない部分については給付するという仕組み。

日本医師会の考え

マイナンバー法案が提出され、マスコミ報道された直後の日医記者会見(平成24年2月15日)

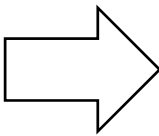
1. 現時点で、番号を医療情報と結びつけて活用してはならない

一部、番号を診察歴等の医療情報と結びつけるというような報道が見受けられるが、このような活用をすれば、プライバシーの問題、個人情報の漏洩の問題、受診抑制等の管理医療への懸念など様々な問題点がある。これらに対する十分な検討や懸念払拭がなされない限り、医療分野における番号の活用は認められない。

2. 医療分野の特別法などの環境整備が必須

政府・与党社会保障改革検討本部が決定した「社会保障・税番号大綱」(平成23年6月30日)には、「医療分野等の特に機微性の高い医療情報等の取扱いに関し、個人情報保護法又は番号法の特別法として、その機微性や情報の特性に配慮した特段の措置を定める法制を番号法と併せて整備する」と明記されている。

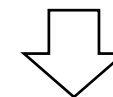
それにもかかわらず、番号が導入されれば、すぐさま医療機関の窓口などで活用できるというような報道は、国民に誤解を与えるものであり、正確な情報発信を心掛けてもらいたい。



番号そのものに反対ではなく、医療に関わる個人情報保護に関する環境整備がなされない限り、番号の医療分野における利用(現物給付サービス部分での利用)には反対と一貫して主張。

現物給付サービス部分での利用とは

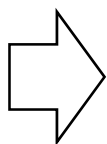
税務行政 (所得の把握)		社会保障			
		現金サービス		現物サービス	
資産性所得	給与等所得	徴収	給付	徴収	給付



医療、介護、障害者福祉等

現物サービスは「医療」、「介護」、「障害者福祉」等であり、「医療行為そのもの」、「介護行為そのもの」であることから、医療や介護の情報を利用した患者(国民)に対するサービスなど、あらゆるものが想定される。

このうち「ナンバー」と関連付くものとしては、患者番号として利用することで、(電子)カルテ等の患者ID、地域医療連携や救急医療の時の患者特定番号など、医療・健康・介護に関わる情報を番号(ナンバー)と紐付けて患者(国民)自らが利用したり、行政や医療機関、第三者が利用することが可能となる。



- ◆ 当然、野放図に使ってよいものではない。
- ◆ 地域医療連携で、医療データを個人と結びつけるような場合、個人情報の徹底した保護とプライバシー侵害が起こらないように十分な配慮が必要。
- ◆ 情報にアクセスしてよい資格者の権限確認(認証)も重要。